

徳島市通いの場介護予防活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民等によって自主的に運営される「通いの場」に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の交流の機会を持つことによる社会的孤立を防止するとともに、生きがいつくりや健康保持を図り、要介護状態等となることや介護予防または軽減することを目的とする。

2 前項の規定に定める補助金の交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和30年7月23日徳島市規則第14号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で介護予防活動を実施する地域のグループや市民団体、特定非営利活動法人等の営利又は政治、宗教活動を目的としない団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住する5人以上の者で構成される団体。
- (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ市内において活動を行っていること。
- (3) 適正な会計処理を行うことができること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市における地域住民等によって自主的に運営される、身近で高齢者の誰もが自由に参加でき、運営者も参加者もともに関わる、体操、茶話会、認知症予防、趣味活動等の介護予防に資する「通いの場」であり、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において事業を実施すること。
- (2) 開催頻度は、原則、月1回以上の開催とする。
- (3) 事業を1年につき5か月以上実施すること。
- (4) 1回あたりの実施時間はおおむね60分以上であること。
- (5) 1回の開催につき、5人以上の市内に住所を有する65歳以上の者が参加すること。
- (6) 団体名、開催日時、活動内容、開催場所、連絡先等の情報を市が公表（インターネット等）すること及び新たに参加を希望する人を可能な範囲で受け入れることについて同意すること。
- (7) 国、県、市その他公の機関による補助を受けていないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 宗教上の教義を広め、信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体調書（様式第4号）

(交付決定)

第6条 市長は、前条により交付申請された場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に際して必要な条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付が不相当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し、申請者に対し補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の前金払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を前金払をすることができる。

(補助金の前金払の申請)

第8条 第6条により交付決定を受けた事業について、前条による前金払を受けようとする申請者は、補助金前金払申請書（様式第7号）により、市長へ申請することができる。

(補助金の前金払の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、補助事業の内容を審査し、補助金の前金払を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の前金払を決定した場合、申請者に対し前金払決定通知書（様式第8号）を通知するものとする。

3 前項による前金払決定通知を受けた申請者は、市長の指定する方法により市長に補助金を請求するものとする。

4 市長は、前項による適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に市長の指定する場所において申請者に支払うものとする。

(変更等の承認)

第10条 補助対象者は、交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、速やかに変更（中止・廃止）承認申請書（様式第9号）次掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更後の収支予算書（様式第3号）

(3) 変更後の団体調書（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により事業の変更を承認した場合は、事業変更等承認通知書（様式第10号）を通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第11条 補助対象者は、補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第9号による変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業の中止、又は廃止を承認した場合は、事業変更等承認通知書（様式第10号）を通知するものとする

（補助金の返還）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者は補助金の一部又は全部を返還するものとする。

(1) 前条の規定により、補助金に変更決定され、既に支出された金額が変更後の補助金の額を上回るとき

(2) 当該補助事業に対し、本制度以外の制度等による助成、補助、又は委託などの資金援助を受けたとき

(3) 補助事業の一部又は全部が履行不能となったとき

（実績報告）

第13条 補助対象者は、事業期間終了後1か月以内に、実績報告書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第12号）

(2) 収支決算書（様式第13号）

(3) 補助事業の事業収支に係る証拠書類

（額の確定）

第14条 市長は、前条により実績報告等を受けたときは、その内容を審査し、その適正な補助金の額を確定し、速やかに補助対象者に対し補助金額確定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第15条 前条による補助金額の確定通知を受けた補助対象者は、市長の指定する方法により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項による適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に市長の指定する場所において補助対象者に支払うものとする。なお、補助対象者が第9条の規定により前金払で補助金の交付を受けていて、過払いが生じたときは、過払いした額を返還させるものとする。

（報告及び調査）

第16条 補助対象者は、事業中、事業終了後にかかわらず、補助事業の執行に関し、市長から報告や調査を求められたときはこれに応じるとともに、事業収支に係る帳票類、証拠書類（原

本) についても提示するものとする。

(決定の取消し等)

第17条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条に規定する補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき
- (3) 事業の完了の見込みがなくなったとき
- (4) 補助事業を実施せず、実施しようとする意思が認められないとき
- (5) その他この要綱の定めに違反したとき

2 市長は、前項により補助金の交付決定を取り消した場合、既に交付した補助金があるときは、期日を定めて補助金の返還を求めるものとする。

3 前項に規定する補助金の返還を求められた補助対象者は、市長が指定する期日までに返還しなければならない。

4 市長は、第1項の補助金交付決定の取り消しにより補助対象者に生じたいかなる損害に対しても、賠償の責を負わない。

(関係書類の保管)

第18条 補助対象者は、事業収支の帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報公開)

第19条 補助対象者から提出された書類等については、個人情報保護法、徳島市情報公開条例等の規定に基づき、取り扱うこととする。また、提出された書類等は原則返却しないため、補助事業者は、提出前に必ず写しを取り、保管しておかなければならない。

(定めのない事項)

第20条 この要綱に定めのない事項については、別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	補助金の額及び上限額	補助対象経費
運営費補助	通いの場の開催数に 2,500 円を乗じて得た額 (30,000 円を上限) 又は補助対象経費の合計の低い方の額とする。	報償費 消耗品費 燃料費・光熱水費 印刷費 通信・運搬費
立ち上げ支援補助	限度額 30,000 円又は補助対象経費の合計の低い方の額とする。ただし、対象はこれから新たに「通いの場」を立ち上げる団体のみで 1 回に限る (回数を増やすなど、すでに実施している事業を発展させる場合は対象とならない)。	保険料 使用料および賃借料 備品購入費 その他市長が必要と認める経費